

(平成25年12月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

厚生年金関係 7件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成19年7月10日は17万3,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録については、平成19年12月10日は17万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月
② 平成19年12月

年金機構から平成19年の賞与記録について連絡があり確認したところ、申立期間①及び②の賞与記録が無いことが分かった。

賞与明細書により、賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、当該賞与に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された賞与明細書及びA事業所から提出された賃金台帳（以下「明細書等」という。）により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（17万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②について、明細書等により、申立人は、当該期間において、17万3,000円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、17万4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われる

のは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、明細書等において確認できる賞与額から17万3,000円とすることが妥当である。

また、申立期間①及び②に係る賞与の支給日については、A事業所の回答から、申立期間①は平成19年7月10日、申立期間②は同年12月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、貸金台帳により、申立期間における賞与支給及び保険料控除の事実が確認できる全ての被保険者について、オンライン記録において賞与支払に係る届出の記録が確認できない上、年金事務所が「A事業所を含めた全ての事業所に係る平成18年以降の賞与支払届は保管されているはずである。」と回答しているにもかかわらず、A事業所の当該期間に係る賞与支払届のみ確認できないことから、事業主は、当該期間の賞与の支払に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 8199

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和21年1月1日、資格喪失日は25年6月6日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月1日から25年6月6日まで

日本年金機構における調査により、資格取得日が昭和21年1月1日で事業所名及び資格喪失日が不明な厚生年金保険に加入していた記録と、資格喪失日が25年6月6日で資格取得日が不明なA社で厚生年金保険に加入していた記録が見つかったが、国に保管されている資料では、不明点が解明されず、これらの記録は被保険者記録として年金記録に統合されていない。当該統合されていない記録は夫の記録であるので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記載した履歴書及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、氏名、生年月日及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号が申立人と一致する労働者名簿においては、昭和21年1月1日に被保険者資格を取得し、同年4月1日に標準報酬の改定が行われているオンライン記録に収録されていない厚生年金保険被保険者記録が確認できる。しかし、同労働者名簿には資格喪失日の記載が無い上、同労働者名簿に記載されている事業所整理記号に対応する事業所台帳には、事業所整理記号以外が空欄になっており、事業所が特定できない。

さらに、氏名、生年月日及び労働者年金保険記号番号が申立人と一致するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）においては、昭和22年6月1日、23年1月1日、同年8月1日、24年1月1日及び24年5月1日に標準報酬の改定が行われ、25年6月6日に資格喪失しているオンライン記録に収録されていない厚生年金保険被保険者記録が確認できる。しかし、被保険者名簿には資格取得日の記載が無い。

加えて、被保険者名簿の1ページから3ページまでにおいて資格取得日の記載が無い23人（申立人を除く。）のうち、12人は前述の労働者名簿の記録と同一の事業所整理記号、申立人と同日の資格取得日及び同日の標準報酬改定日が記載されており、そのうちの5人のオンライン記録は、労働者名簿における資格取得日から被保険者名簿における資格喪失日まで継続していることが確認できる。

その上、前述の労働者名簿に記載されている事業所整理記号から、A社の所在地はB市C区であり、被保険者名簿に記載されている同社の所在地は同市D区であるところ、前述の申立人と同様の記録がある同僚は、「A社はB市C区から同市D区に移転した。」と証言していることから、同労働者名簿に記載されている事業所は同社であり、同労働者名簿は被保険者名簿と一連の記録であると考えられ、これらの厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和21年1月1日に被保険者資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に、25年6月6日に資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所（当時）に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成14年2月から同年6月までは24万円、同年7月は26万円、同年8月及び同年9月は24万円、同年10月は26万円、同年11月及び同年12月は24万円、15年1月は28万円、同年2月から同年4月までは24万円、同年5月は22万円、同年6月は24万円、同年7月及び同年8月は26万円、同年9月及び同年10月は34万円、同年11月は26万円、同年12月は30万円、16年1月は34万円、同年2月は28万円、同年3月は32万円、同年4月は34万円、同年5月は32万円、同年6月は30万円、同年7月及び同年8月は34万円、同年9月は32万円、同年10月は34万円、同年11月及び同年12月は36万円、17年1月は34万円、同年2月及び同年3月は32万円、同年4月は34万円、同年5月及び同年6月は32万円、同年7月は34万円、同年8月及び同年9月は32万円、同年10月は30万円、同年11月から18年3月までは32万円、同年4月は30万円、同年5月は32万円、同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は32万円、同年9月は30万円、同年10月は28万円、同年11月及び同年12月は32万円、19年1月は26万円、同年2月及び同年3月は30万円、同年5月から同年8月までは30万円、同年9月から同年12月までは32万円、20年1月は30万円、同年2月から同年7月までは32万円、同年8月は34万円、同年9月は30万円、同年10月及び同年11月は32万円、同年12月及び21年1月は30万円、同年2月から同年6月までは26万円、同年7月は22万円、同年8月及び同年9月は26万円、同年10月は28万円、同年11月は30万円、同年12月は26万円、22年1月は28万円、同年2月は22万円、同年3月は28万円、同年4月は30万円、同年5月は26万円、同年6月から同年8月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間①のうち、平成22年10月から23年4月までにおける標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、28万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の18万円とされているが、申立人は、当該期間について、26万円又は28万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成22年10月から23年1月までは28万円、同年2月及び同年3月は26万円、同年4月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間①のうち、平成23年6月における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、28万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の18万円とされているが、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、23年6月の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

申立人は、申立期間②、③、④、⑤及び⑥について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間②に係る記録を15万円、申立期間③、④、⑤及び⑥に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間②、③、④、⑤及び⑥に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 2 月から 23 年 6 月まで
② 平成 15 年 7 月 1 日
③ 平成 16 年 12 月 1 日
④ 平成 17 年 12 月 1 日
⑤ 平成 18 年 12 月 1 日
⑥ 平成 19 年 12 月 1 日

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額は、実際に同社から支給されていた給与額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額より低く記録されている。同社から入手した当該期間の賃金台帳を提出するので、記録を訂正してほしい。

申立期間②、③、④、⑤、及び⑥について、賃金台帳によると、賞与が支払われたことになっているが、年金の記録に反映されていないので記録を訂

正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、平成14年2月から23年6月までに係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成14年2月から23年5月までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年6月については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成14年2月から19年3月までの期間及び同年5月から22年8月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された賃金台帳において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成14年2月から同年6月までは24万円、同年7月は26万円、同年8月及び同年9月は24万円、同年10月は26万円、同年11月及び同年12月は24万円、15年1月は28万円、同年2月から同年4月までは24万円、同年5月は22万円、同年6月は24万円、同年7月及び同年8月は26万円、同年9月及び同年10月は34万円、同年11月は26万円、同年12月は30万円、16年1月は34万円、同年2月は28万円、同年3月は32万円、同年4月は34万円、同年5月は32万円、同年6月は30万円、同年7月及び同年8月は34万円、同年9月は32万円、同年10月は34万円、同年11月及び同年12月は36万円、17年1月は34万円、同年2月及び同年3月は32万円、同年4月は34万円、同年5月及び同年6月は32万円、同年7月は34万円、同年8月及び同年9月は32万円、同年10月は30万円、同年11月から18年3月までは32万円、同年4月は30万円、同年5月は32万円、同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は32万円、同年9月は30万円、同年10月は28万円、同年11月及び同年12月は32万円、19年1月は26万円、同年2月及び同年3月は30万円、同年5月から同年8月までは30万円、同年9月から同年12月までは32万円、20

年1月は30万円、同年2月から同年7月までは32万円、同年8月は34万円、同年9月は30万円、同年10月及び同年11月は32万円、同年12月及び21年1月は30万円、同年2月から同年6月までは26万円、同年7月は22万円、同年8月及び同年9月は26万円、同年10月は28万円、同年11月は30万円、同年12月は26万円、22年1月は28万円、同年2月は22万円、同年3月は28万円、同年4月は30万円、同年5月は26万円、同年6月から同年8月までは28万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、賃金台帳で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①のうち、平成22年10月から23年4月までについては、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初、18万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の25年9月2日に、18万円から28万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（28万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（18万円）とされている。

しかしながら、厚生年金特例法に基づき、上記賃金台帳から判断すると、当該期間のうち、平成22年10月から23年1月までを28万円、同年2月及び同年3月を26万円、同年4月を28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、賃金台帳で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成19年4月、22年9月及び23年5月については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないと認められることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間①のうち、平成23年6月については、オンライン記録によると、当初、18万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の25年9月2日に、28万円に訂正されており、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当するとして、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（28万円）ではなく、訂正前の標準報酬月額（18万円）と記録されているが、申立人から提出された賃金台帳によると、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていることが確認できることから、当該期間に係る標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

申立期間②、③、④、⑤及び⑥について、申立人から提出された賃金台帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間②は15万円、申立期間③、④、⑤及び⑥は10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立てに係る回答が得られず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与の支払に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8201

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成15年8月25日、同年12月25日、16年7月26日、同年12月27日及び17年7月25日は5万円、同年12月26日は3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年8月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月
⑤ 平成17年7月
⑥ 平成17年12月

申立期間について、賞与明細書のとおり、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録にはなっていない。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①から⑤までは5万円、申立期間⑥は3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①から⑥までに係る賞与の支給日については、申立人から提出された全ての賞与明細書に、賞与支給日について記載が無く不明であるところ、事業主は、「賞与は給与と同日に支給したと思う。給与支給日は25日であり、給与支給日が土日又は休日の場合は、次の平日であった。」と回答していることから、申立期間①は平成15年8月25日、申立期間②は同年12月25日、申立期間③は16年7月26日、申立期間④は同年12月27日、申立期間⑤は17年7月

25日、申立期間⑥は同年12月26日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（石川）厚生年金 事案 8202

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。しかし、当該期間に社内異動はあったものの、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社B工場から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社が昭和43年6月1日と回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者原票の昭和43年4月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が「資格喪失日を間違って社会保険事務所（当時）に届け出たものと思う。」と回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月3日から同年3月1日まで
A社とB社は関連会社であり、1日も休まず勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期にA社から関連会社であるB社へ異動した複数の同僚の証言及び当該同僚の雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社及びB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、B社は昭和36年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものであることから、申立人の同社における資格喪失日を同年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和36年1月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、申立期間当時の事業主も既に他界しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（静岡）厚生年金 事案 8204

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成20年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年5月31日から同年6月1日まで

私は、A社に平成20年5月31日まで勤務した。しかし厚生年金保険の資格喪失日が同年5月31日になっている。同年5月の保険料も給料から控除されていた。会社の事務誤りは明らかなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社事業主の回答及び同社から提出された申立人に係る給料台帳により、申立人が平成20年5月31日まで同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給料台帳において確認できる報酬額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格喪失日に係る届出誤りを認めており、申立期間に係

る厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所（当時）は当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から7年10月1日まで

A社に勤務していた母の紹介により、平成元年6月に同社へ入社し、9年10月まで勤務した。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録は、平成7年10月1日資格取得となっており、申立期間は記録が無い。保険料控除を証明できる資料は無いものの勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社の複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、申立人はA社において、平成7年10月1日に被保険者資格を取得していることが確認でき、これは、同社における申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

また、申立期間当時のA社の事業主は既に他界しており、現在の事業主は、「申立期間の資料の保管は無い。」と回答していることから、当時の同社における厚生年金保険の取扱い及び申立人の申立期間に係る事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立期間において、申立人の記憶する同僚のうち、A社において厚生年金保険の被保険者として確認できない従業員もいることから、同社においては、被保険者とはなっていない従業員がいたことがうかがえる上、前述の申立期間における申立人の勤務を証言する同僚からも、申立人の当該期間における事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について証言は得られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に

ついて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8206（愛知厚生年金事案 6497 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月から 31 年 2 月 1 日まで
前回の申立てについて、記録を訂正することは必要でないとの通知をもらった。今回、新たな資料は無いが、当時の同僚の名前を数人思い出したので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間（当初は昭和29年4月1日から31年2月1日まで）に係る申立てについては、i）A社は、31年6月29日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同年9月*日に解散しており、当時の事務担当者は、既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないこと、ii）当時の同僚は、「私は、A社で5年ぐらい勤務していたが、退職する前の6か月しか厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、私の妻も同社で勤務していたが、入社してから1年以上も被保険者記録が無いので、同社では入社してすぐには厚生年金保険には入れてもらっていない。」と証言している上、別の同僚は、「私は、入社して6か月ぐらいしてから厚生年金保険の資格を取得している。」と証言していることから、同社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させてはいなかったことがうかがえること、iii）同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成23年10月13日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな資料は無いが、当時の同僚の名前を数人思い出したとして、5人の名前を挙げた上で、申立期間を昭和30年4月から31年2月1日までに変更し、再度申立てを行っている。

しかし、申立人から名前の挙がった同僚の5人は、いずれも既に死亡しているか連絡先が不明であるため証言を得ることができず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほかに年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8207

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 8 日から 49 年 9 月 8 日まで

私は、A社に昭和45年3月23日に入社し49年10月頃まで勤務した。

しかし、年金記録を確認したところ、A社に係る厚生年金保険の記録は、昭和45年9月8日に資格喪失しており、6か月しかないことが分かった。

次の就職先を決めてからA社を退職し、1週間ほどして次の会社に勤務した記憶があり、同社に半年しか勤めていないはずはないので申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立事業所に係る記録は確認できないが、申立期間の一部を含む昭和48年4月1日から49年10月31日まではB事業所に係る加入記録が確認できる。

また、C共済組合に保管されている申立人の勤務記録によれば、A社の勤務期間は昭和45年4月1日から同年9月15日までと記録されている。

さらに、申立人と同時期にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚に照会したが、申立期間における勤務実態を裏付ける証言を得ることはできない上、同社の元事業主は、「申立人の名前には記憶が無く、既に会社は解散しているため資料の保管は無く、勤務実態及び届出については不明。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（三重）厚生年金 事案 8208（三重厚生年金事案 82 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 52 年 8 月 1 日まで

前回、高校卒業後に実家の家業である A 事業所で働いていたにもかかわらず厚生年金保険被保険者の資格取得日が 52 年 8 月 1 日となっており、申立期間に被保険者記録が無いので申し立てたところ、年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、申立期間と一緒に働いていた姉には厚生年金保険の被保険者記録があり、私に記録が無いことに納得できない。再度、調査審議を行い、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る前回の申立てについては、i) 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無いこと、ii) 社会保険事務所（当時）が保管する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は記載されておらず、整理番号に欠番も無いこと、iii) 同事業所は申立期間当時、申立人と同居していた申立人の父親が経営する個人事業所であり、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、同事業所が法人化された昭和 52 年 8 月 * 日と一致すること、iv) 当時、同事業所で勤務していたとされる申立人の親族についても、申立人と同様に同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が記載されていないことから、申立期間については、事業主と申立人の使用関係が明らかでないことにより、申立人は厚生年金保険被保険者の資格を得ることができなかつたものと推認できることなどから、既に年金記録確認三重地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 20 年 6 月 26 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「申立期間に一緒に働いていた姉には、厚生年金保険の被保険者記録があり、私に記録が無いことに納得できない。」と主張し、再度申し立てている。

そこで今回、改めて調査したところ、年金事務所の保管する適用事業所の記録により、A事業所は昭和39年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、後の49年5月1日に事業所名称を同事業所からB社に変更していることが確認できる上、商業登記簿謄本により、同社は同年5月*日に設立されたことが確認できる上、申立人が申立期間にA事業所において一緒に働いていたと主張する申立人の姉については、同事業所及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、50年6月17日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、同人は、「私も高校を卒業してからA事業所で働いた。」と証言していることから、28年*月生まれの同人が高校を卒業し、47年4月からA事業所で働いたとするならば、働き始めてから3年2か月ほど後にB社において資格取得していることになり、当時のA事業所及びB社の事業主である申立人の父は、申立人と同様に申立人の姉についても入社と同時に厚生年金保険の被保険者として届け出ていなかったことが認められる。

また、申立人のB社における厚生年金保険の被保険者資格取得日と雇用保険の被保険者資格取得日は、昭和52年8月1日で一致していることから、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格取得日として届け出たと考えられる。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、申立人のB社における資格取得日は、いずれも昭和52年8月1日であるとともに、厚生年金保険被保険者記号番号の払出時期は、同年8月31日であることが確認でき、訂正等の不自然な状況は見当たらない上、同社の事業主である申立人の父及び母の同社における資格取得日も申立人と同日の同年8月1日であるとともに、申立人の父母の同社における厚生年金保険被保険者記号番号の払出時期も申立人と同日の同年8月31日であることが確認できることから、申立人及びその父母について、被保険者としての届出を一緒に行ったことがうかがわれる。

加えて、商業登記簿謄本によれば、昭和63年4月にB社の事業主となった申立人の兄は、申立期間に係る申立人の給与から厚生年金保険料を控除したと回答しているものの、保険料控除が確認できる資料の提出は無い。

このほかに、年金記録確認三重地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（三重）厚生年金 事案 8209

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 49 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、A 法人（現在は、B 法人）に昭和 49 年 4 月 1 日に採用され、C 事業所（現在は、D 法人）の開設準備のため勤務し、同年 6 月に C 事業所が開設されてからは同事業所で勤務した。

しかし年金記録を調べたところ、A 法人に係る厚生年金保険の被保険者記録は無く、C 事業所の加入記録は昭和 49 年 9 月 1 日からとなっていることが分かった。A 法人及び C 事業所に勤務したことは確かなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の同僚が、申立人は A 法人で働いていたと証言しているものの、申立期間当時の同法人の事務担当者は、「申立人の勤務実態と採用区分については、申立期間に A 法人で採用され勤務したのか、C 事業所で採用され同事業所開設前に研修を A 法人で行っただけなのか不明であり、保険料控除についても不明。」と証言している。

また、B 法人は、「申立期間当時の資料は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明。」と回答している。

さらに、A 法人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間①に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、C 事業所提出の職員名簿から、申立人は同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、事業所台帳によると、C事業所の厚生年金保険の新規適用日は昭和49年9月1日であり、申立期間②において、同事業所が適用事業所であったことを確認できない。

また、D法人が提出した申立人の健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書によれば、C事業所が申立人の被保険者資格の取得日を新規適用日と同日の昭和49年9月1日として届け出たことが確認できる上、D法人提出の給与明細書の控えにおいて、申立人の申立期間②に係る給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8210

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 1 月 13 日から 31 年 6 月 6 日まで
② 昭和 31 年 6 月 18 日から 32 年 9 月 26 日まで
③ 昭和 32 年 10 月 5 日から 36 年 6 月 13 日まで

私は、A社を育児のため退職した。同社とは退職後、連絡を取っておらず、退職金も受け取っていない。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和36年9月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

中部（石川）厚生年金 事案 8211（石川厚生年金事案 506 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月 14 日から 33 年 1 月 20 日まで

平成 7 年頃に社会保険事務所（当時）で、申立期間については、既に脱退手当金として支給済みの記録であると言われたが、脱退手当金制度があることを知らない上、脱退手当金を受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい旨申立てを行ったが、23 年 9 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、A 社は結婚のため急に退職することになり、最後の給与ももらえなかった。申立期間当時に実家の向かいに住んでおり、同社で事務を担当していた同僚の話では、当該同僚も脱退手当金が支給された記録になっているが記憶に無いとのことなので、もう一度調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 33 年 2 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、ii) A 社の厚生年金保険被保険者名簿で申立人の記載されているページ及びその前後 3 ページに記載のある同性の記録のうち、申立人の資格喪失日前後 5 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者 24 人についてオンライン記録を確認したところ、14 人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 11 人が 6 か月以内に支給されている上、脱退手当金を受給した同僚の 1 人は、同社に手続をしてもらい、同社から脱退手当金を受け取った旨述べていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられることなどから、既に年

金記録確認石川地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 23 年 9 月 28 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、「申立期間当時に実家の向かいに住んでおり A 社で事務を担当していた同僚の話では、当該同僚も脱退手当金が支給された記録になっているが記憶に無いとのことなので、もう一度調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。」と主張して、再度申立てを行っている。

しかしながら、年金記録確認石川地方第三者委員会は、前回の申立てに係る調査、審議において、今回申立人が名前を挙げた同僚を含む複数の同僚の証言を踏まえて、記録の訂正は必要でないとする結論を出している上、今回の再申立てに当たり、申立人が名前を挙げた同僚に再度聴取しても、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる新たな証言は得られなかった。

このほか、年金記録確認石川地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。